伊勢崎市告示第 230 号

公　示　送　達

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）の送達を受けるべき下記の者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。)第２０条の２第１項及び伊勢崎市市税条例(平成１７年伊勢崎市条例第７５号)第１８条の規定により公示送達します。また、法第２０条の２第２項の規定により伊勢崎市長(財政部収納課)が保管していますので受領してください。

なお、法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和　８年１１月　２日

伊勢崎市長　髙　　泰　雄

差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）	
氏名（名称）	中越　幸大